

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○行政書士法による行政処分……………(総務局行政部振興企画課)……………

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………

○保安林の指定施業要件の変更予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………

告示

●東京都告示第七百九十九号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」といふ。)第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 氏名

上松 勝己

(二) 事務所の所在地

豊島区池袋二丁目六十番七―二〇一号

(三) 所属

東京都行政書士会

(四) 登録番号

第一五〇八一五四五号

二 処分年月日 平成二十七年十二月三日

三 処分の内容 戒告

四 適用条文 法第九条及び第十三条

●東京都告示第八百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十九年東京都告示第千三百三十六号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十二月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称

荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都計画公園事業第三・三・三十五号宮前公園

三 事業施行期間

平成十九年十月十七日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

荒川区東尾久八丁目及び西尾久三丁目地内

使用の部分

荒川区東尾久八丁目及び西尾久三丁目地内

●東京都告示第八百一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千四百五十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区矢口一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」といふ。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

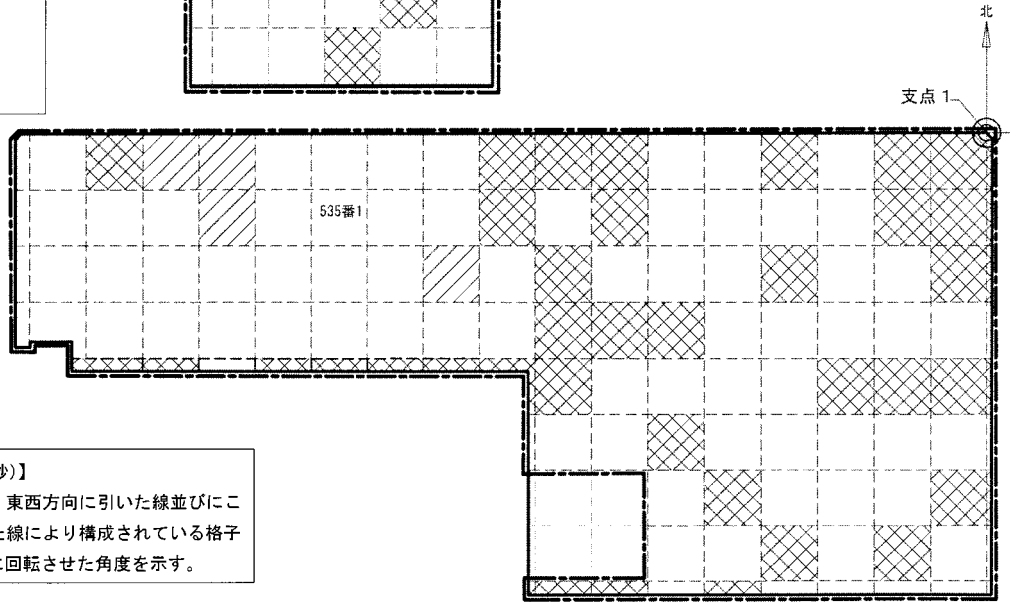
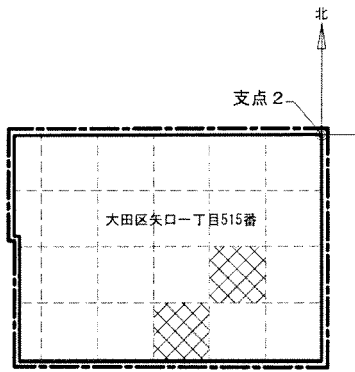
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

【支点1】
支点は、東京都大田区矢口一丁目 535 番 1 の最北端とする。

【支点2】
支点は、東京都大田区矢口一丁目 515 番 の最北端とする。

- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 敷地境界、筆境界
 - · - · : 調査範囲
 - ▨ : 指定を解除する区域
 - ▩ : 形質変更時要届出区域



【格子の回転角度 (0度0分00秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十六日

東京都知事 舛添 要 一

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に山梨県北杜市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成二十七年十一月二十五日

●東京都告示第千八百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の三において準用する同法第二十九條の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三條の三において準用する同法第三十條の規定により告示する。

平成二十七年十二月十六日

東京都知事 舛添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字藤原九二九番イ、九二九四番、同村字本宿五六九五番

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 青梅市二俣尾一丁目一九番一(次の図に示す部分に限る。)、同市二俣尾四丁目一一一三番ハ、一一六二番一及び二、同市御岳二丁目五六〇番一(次の図に示す部分に限る。)、同市袖木町三丁目一〇三七番(次の図に示す部分に限る。)、八四三番二、八四五番二及び三、同市沢井二丁目九九五番(次の図に示す部分に限る。)、あきる野市留原字芹沢三〇三番、同市養沢字宝沢三五四番イ、同市戸倉字城山四二七番・四三三番・四三六番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、四三四番、四三七番、同市深沢字南沢出口二八二番一(次の図に示す部分に限る。)、二八三番、二八四番、西多摩郡奥多摩町境字さかい三〇九番イ・三二九番一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、三二九番

- 四及び七、同郡檜原村字下元郷五二二二番(次の図に示す部分に限る。)、同村字南郷六一三三番・六一三三番イ(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、六一三三番ロ、同村字人里六七七七番六(次の図に示す部分に限る。)、同村字数馬六九九四番イ・六九九五番イ・六九九六番・七〇〇五番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
西多摩郡奥多摩町境字さかい三〇九番イ・三二九番一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、三二九番四及び七
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに係る市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 青梅市御岳二丁目五七八番、あきる野市網代字赤坂七四三番(次の図に示す部分に限る。)、七二八番、同市網代字船達七四六番一・七四七番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、七四六番二、七四八番、同市五日市字中入野四六三番(次の図に示す部分に限る。)、同市入野字樽向一一四一番・一一四七番・一一四九番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、八王子市上川町四一六五番・四一六六番一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、四一七四番、四一七五番、町田市小野路町字馬場八五二番(次の図に示す部分に限る。)、八五〇番二、八五四番、八五五番、同市小野路町字宿九一〇番・九一三番四・九一六番・九二〇番一(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、九一四番、九一五番、西多摩郡奥多摩町日原字孫惣谷一〇三五番二・同番一〇及び一一・一〇三六番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、同町日原字巳ノ戸九八一番・九八二番・九九三番イ及びロ・一〇〇七番イ及びロ(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、同町留浦字地郡一六〇三番イ及び二・一六一二番ロ・一六一三番イ及びロ(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、一六〇三番ロ及びハ、一六〇五番イ、一六〇六番一、四、五及びロ、一六一四番、一六一五番イ、同町留浦字三澤一七八五番(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

